

第18回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

- 1 日時 平成26年6月12日(木) 10:30~11:50
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟18階 公正取引委員会 官房第14会議室
- 3 出席者
(委員) 田中委員, 田辺委員
(会合を欠席した小西委員長からは事前に質問が提出された。)
- 4 議事概要
 - (1) 開会
 - (2) 調達案件の審議
平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結した契約のうち, 各委員が抽出した調達案件6件について審議が行われた。審議の概要は別紙のとおり。
 - (3) 調達改善計画について
事務局から委員に対し, 平成25年度公正取引委員会調達改善計画の年度末自己評価を説明した。
 - (4) 閉会

意見・質問	説明・回答
○ 公正取引委員会 LAN システム用グループウェアサーバー更新（入札案件）	
<ul style="list-style-type: none"> 落札価格が予定価格と大きく乖離している理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格は、各事業者から徴収した参考見積り等を参考に算出した積算価格を基に定められている。システム関係については、その内容に精通しているとは言い難いこともあり、このような結果になっているものと考える。
<ul style="list-style-type: none"> 参考見積りを出してもらった事業者はどのように決めるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 同種業務を行った実績のある者から選定している。
<ul style="list-style-type: none"> 参考見積りの際に、各事業者は実際に請け負う場合よりも若干高めに見積価格を出すのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 確かに見積価格は高めに設定される可能性があるが、ケース・バイ・ケースであり、何とも言えない。
<ul style="list-style-type: none"> 他省庁の入札状況を参考にすることは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> 全省庁統一的な調達システムを構築中であり、運用が始まれば他省庁の入札状況を参考にしして調達改善に活用できると考えている。
<ul style="list-style-type: none"> 事業者によって応札価格に大きな差があるが、このような差が生じる理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 応札時に各事業者が提示したグループウェアシステムの構成の違いにより応札価格に差が生じるものと考えられる。
○ 審決データベースの提供業務（入札案件）	
<ul style="list-style-type: none"> 1者応札ではあるものの、落札率は相当程度低くなっているため、潜在的な競争はあったと評価できる。 	
<ul style="list-style-type: none"> 入札に参加しなかった事業者へのヒアリング結果によると、仕様書の要件が厳しかったという意見が多いが、具体的に仕様のどの部分と考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本件ではセキュリティ面での要件として、ISMS又はISO/IEC 27001の認証取得部門があることを設けていた。これらは取得・維持に費用を要する資格であることから、取得を嫌う事業者も多く、結果的に厳しい要件になったと考えられる。今後は、こうした資格を取得・保持している場合と同等程度のセキュリティ体制を有していることを証明可能である場合も応札可とする等、要件緩和を検討したい。
<ul style="list-style-type: none"> （上記回答に対して）そのようなセキュリティ体制を有していることをどのように証明させるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 例えばCIO補佐官による書面審査により担保することが考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> 審決データベースにこのような厳しいセキュリティが必要な理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上でデータを公開するシステムであり、不正な改竄等を防ぐ上で必要である。

○ ソフトウェアライセンス（アンチウィルスソフト用ソフトウェア）の調達（入札案件）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の調達物件は既製品ないし既製品に近いソフトウェアか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既製品である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件が1者入札となった問題点に対する対応策として、入札公告期間の延長を挙げているが、これは、「年度末事項評価結果（要約版）」の「3 一者応札に関する取組」に記載の「10日間から15日間に延長」のことか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 否。本件以前に入札公告期間の延長は実施しており、本件では更に延長して17日間設けている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書受領9者が入札1者になったことと入札公告期間の長短には関連性があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業者が入札説明書を受け取りに来た時期が入札公告期間の末期であったために、時間が足りず、入札不参加となった事業者もいる、という意味では関連性があるといえる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札・開札日が3月10日で履行期限が3月31日だが、落札者の準備期間の日数に問題はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常であれば入札は1月頃に実施するため、準備期間が短かったことは事実。時間的余裕をもって調達を行っていただければより多くの応札が見込めたと考えられるので、今後は改善したい。
○ デジタルフォレンジックソフトウェアの調達（入札案件）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は落札者が国内におけるN u i xの独占販売権を有しているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 否。参考見積りの際にもう1者から見積りが提示されたので、複数の事業者が存在し、一般競争入札が適当と考えた。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能要件の参考製品としてN u i xのみを挙げているが、他にはなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ N u i x以外に当方の機能要件を満たすソフトウェアは把握していなかった。ただし、機能要件を満たす、より安価な他のソフトウェアが存在すれば、それを調達することは可能であった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ （上記を踏まえ）本件ソフトウェアの使用者における学習効果を考えた場合、学習効果があるということであれば、特命随意契約とした上で価格交渉を行った方がよいが、学習効果がないか大きくないということであれば、機能要件を緩めて複数のソフトウェアを比較できるようにした方がよい。 なお、今回の仕様書は、機能要件を緩めてはいるが、実際に該当するのはN u i xのみとなっており、仕様書としては中途半端である。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件が1者応札となった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前記のとおり、参考見積りの際にもう1者から見積りが提示されたので、複数の事業者

	<p>が存在し一般競争入札が適当と考えたものの、実際はそのうちの1者が入札に参加しなかったことから、結果として1者応札となった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本件のような調達の場合、特命随意契約にした上で交渉をした方が、契約金額を低くすることができるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 可能性としてはあり得る。ただし、競争業者の存在が明らかである場合に特命随意契約の手法を採ることは、競争性確保の観点から難しい。
<ul style="list-style-type: none"> 参考見積りを提出した2者しか入札に参加する可能性がなかったのに1者応札となることが続くようであれば、入札に参加しなかった事業者に、入札不参加の理由を確認しておくべきである。 	
<ul style="list-style-type: none"> 入札・開札日が1月23日で履行期限が2月13日だが、落札者の準備期間の日数に問題は無いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> プログラム自体はインターネット経由でダウンロードするものであり、納入する物はプログラムを起動する際に必要となるUSB Dongle 10本だけであるので、3週間あれば十分と考える。
<ul style="list-style-type: none"> 予定価格と入札価格がほぼ同額という結果になったのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> 1者応札であったことを考慮すると、参考見積りを提出した事業者が、Linuxを納入できるのは自社のみであることが予想できたものと想像されるが、実態は不明である。
<p>○ 消費税転嫁対策の鉄道中吊り用ポスターデータ作成及び指定する鉄道車両の中吊りへの掲示に係る業務（入札案件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 企画競争にすべきではなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者からヒアリングを行ったところ、デザインにコストをかける仕様でなければ、どの事業者でも一定の価格で一定の広告デザインの作成が可能であるとのことであったことから、本件は企画競争ではなく一般競争入札の手法を採った。 なお、今年度はデザインも含めた広告手法全体として有効な広報事業を実施するべく、企画競争に切り替えて調達を実施している。
<p>○ 消費税転嫁対策の新聞掲載用データ作成及び新聞への掲載に係る業務（入札案件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 広告作成と広告掲載を一括して入札するのではなく、両者を分けて入札を実施することはできなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月の消費税率引上げの前の平成26年3月末に集中的な広報を行うことが重要であったことから、時間的猶予がなかったため、分けて実施することが困難であった。 なお、平成26年度においては、前述のと

	<p>おり、広告のデザインから広告手法まで全て 企画させる企画競争によって調達を行って いる。</p>
--	---